

京都府公報

号外 第34号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	
○個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例 (文化生活総務課)	2	○京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例等の一部を改正する条例 (生活衛生課) 2

本号で公布された条例のあらまし

◇個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例 (京都府条例第28号) (文化生活総務課)

1 改正の理由

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例 (平成24年京都府条例第49号) において控除対象特定非営利活動法人として規定している法人について、控除対象特定非営利活動法人として継続するための手続が行われなかったため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

特定非営利活動法人環境市民の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を地方税法 (昭和25年法律第226号) 第37条の2 第1項第4号に規定する条例で定める寄附金から除外することとした。(別表関係)

3 施行期日

令和5年10月4日

◇京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例等の一部を改正する条例 (京都府条例第29号) (生活衛生課)

1 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和5年法律第52号) による旅館業法 (昭和23年法律第138号) 等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例 (昭和23年京都府条例第49号) の一部改正

- ア 事業譲渡による営業者の地位の承継を承認する制度の創設に伴い、事業譲渡に関し営業の許可を要しないこととなったため、この場合の許可申請手数料の規定を削除することとした。(第1条 (第10条) 関係)
- イ その他所要の改正を行うこととした。

(2) 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (昭和31年京都府条例第12号) の一部改正

経過措置の適用対象の消滅に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第2条 (附則第1項～第4項) 関係)

(3) 興行場の設置場所の基準等に関する条例 (昭和59年京都府条例第62号) の一部改正

事業譲渡による営業者の地位の承継を届け出る制度の創設に伴い、事業譲渡に関し営業の許可を要しないこととなったため、この場合の許可申請手数料の規定を削除することとした。(第3条 (第6条) 関係)

(4) 公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例 (昭和63年京都府条例第11号) の一部改正

事業譲渡による営業者の地位の承継を届け出る制度の創設に伴い、事業譲渡に関し営業の許可を要しない

- こととなったため、この場合の許可申請手数料の規定を削除することとした。(第4条(第5条)関係)
- (5) 理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例(平成12年京都府条例第6号)の一部改正
事業譲渡による営業者の地位の承継を届け出る制度の創設に伴い、事業譲渡に関し構造設備の検査を要しないこととなったため、この場合の検査手数料の規定を削除することとした。(第5条(第5条)関係)
- (6) 美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例(平成12年京都府条例第7号)の一部改正
事業譲渡による営業者の地位の承継を届け出る制度の創設に伴い、事業譲渡に関し構造設備の検査を要しないこととなったため、この場合の検査手数料の規定を削除することとした。(第6条(第5条)関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日

(2) 経過措置

ア 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部改正に伴い、所要の経過措置を定めることとした。

イ その他手数料に関し、所要の経過措置を定めることとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例
京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例等の一部を改正する条例

令和5年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第28号

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例(平成24年京都府条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人環境市民の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第29号

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部改正)

第1条 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例(昭和23年京都府条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第7条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第8条第3号中「職業」を「連絡先」に改める。

第10条第1項中「若しくは第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項」に改め、同項第1号ア及びイを次のように改める。

ア イに掲げるもの以外のもの 1件につき
22,440円

イ 季節的に利用され、その営業期間が6箇月以内である旅館業に係るもの 1件につき
8,770円

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(昭和31年京都府条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

(興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 興行場の設置場所の基準等に関する条例(昭和59年京都府条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号を次のように改める。

(1) 仮設興行場以外の興行場の営業許可申請手数料
1件につき 16,320円

(2) 仮設興行場の営業許可申請手数料 1件につき
10,200円

(公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例(昭和63年京都府条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める額」を「1件につき2万2,440円」に改め、各号を削る。

(理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正)

第5条 理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例(平成12年京都府条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「1件につき1万6,320円」に改め、各号を削る。

(美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正)

第6条 美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例(平成12年京都府条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「1件につき1万6,320円」に改め、各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。

(京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第8条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条に規定する旅館・ホテル営業等(以下「旅館・ホテル営業等」という。)の施設に宿泊を開始した者について適用し、施行日前に旅館・ホテル営業等の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館・ホテル営業等の施設に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。

3 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から施行日前に当該旅館業を譲り受けた者が当該旅館業の許可を受けようとする場合(旅館業の施設の構造設備に変更がない場合に限る。)の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から施行日前に当該興行場営業を譲り受けた者が当該興行場営業の許可を受けようとする場合(興行場の構造設備に変更がない場合に限る。)の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者から施行日前に当該浴場業を譲り受けた者が当該浴場業の許可を受けようとする場合(公衆浴場の構造設備に変更がない場合に限る。)の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の確認を受けた理容所の開設者から施行日前に当該理容所の営業を譲り受けた者が当該理容所の検査を受けようとする場合(理容所の構造設備に変更がない場合に限る。)の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の確認を受けた美容所の開設者から施行日前に当該美容所の営業を譲り受けた者が当該美容所の検査を受けようとする場合(美容所の構造設備に変更がない場合に限る。)の検査に係る手数料については、なお従前の例による。